

浜田地区広域行政組合において浜田市の条例を準用する 条例

平成17年9月30日

条例第7号

改正 平成19年3月30日条例第2号 平成20年3月1日条例第1号

平成28年3月31日条例第1号

第1条 浜田地区広域行政組合において、制定しなければならない次に掲げる事項に関する条例は、それぞれ浜田市の条例を準用する。

- (1) 行政手続に関する事項
- (2) 情報公開に関する事項
- (3) 個人情報保護に関する事項
- (4) 職員の分限の手続及び効果に関する事項
- (5) 職員の懲戒の手続及び効果に関する事項
- (6) 条件付採用中の職員及び臨時的に任用された職員の分限に関する事項
- (7) 職員の定年等に関する事項
- (8) 職員の再任用に関する事項
- (9) 職員のサービスの宣誓に関する事項
- (10) 職員の職務に専念する義務の特例に関する事項
- (11) 職員の勤務時間、休暇等に関する事項
- (12) 職員の育児休業等に関する事項
- (13) 職員の自己啓発等休業に関する事項
- (14) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事項
- (15) 参考人等の実費弁償に関する事項
- (16) 職員の給与の支給に関する事項（特殊勤務手当に関する事項を除く。）
- (17) 職員等の旅費に関する事項
- (18) 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する事項
- (19) 長期継続契約を締結することができる契約に関する事項
- (20) 行政財産使用料に関する事項

第2条 前条の場合において、浜田市の条例中「浜田市」又は「市」とあるのは「浜田地区広

第1編 総規（浜田地区広域行政組合において浜田市の条例を準用する条例）

域行政組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と、「副市長」とあるのは「副管理者」と、「部長」とあるのは「事務局長」と、「浜田市職員」とあるのは「浜田地区広域行政組合職員」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日条例第2号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
（浜田地区広域行政組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 浜田地区広域行政組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田地区広域行政組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略